

# みやぎき商店街等にぎわい回復応援事業費補助金交付要綱

令和4年9月22日  
商工観光労働部商工政策課

## (趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響による来街者の減少や、コロナ禍における原油価格や物価の高騰により大きな影響を受けている商店街等を支援するため、予算で定めるところにより、にぎわい回復等を目的とした事業を実施する商店街等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織又はこれに類する組織で規約等に代表者の定めがあり財産の管理等を適正に行うことができる組織として知事が認める者。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

## (補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
商店街等が実施する商店街等のにぎわい回復に資する事業に要する経費のうち知事が認める経費（会場使用料、賃借料、広報費、謝金等） ※ 他の事業と共通する経費で、補助対象事業に要する経費に限定できない経費及び備品購入費は、対象外とする。	定額 ただし、単独申請の場合は、2,000千円、2者以上連携による申請の場合は、3,000千円を上限とする。

(事業提案書の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の申請書の提出に先立ち、事業提案書(別記様式第1号)に事業計画書(別記様式第2号)及び収支予算書(別記様式第3号)を添え、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事業提案書等の提出があった場合には、予算の範囲内において補助事業を決定し、交付する補助金額を定めて補助事業者に内示する。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第2号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第3号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体の規約又は定款
- (2) 申請日時点での組合員、会員名簿
- (3) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 法人にあっては、第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (5) 第2条第4号に係る暴力団関係者に該当しないことの誓約書(別記様式第5号)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減
- (2) 実施時期の変更等の補助事業の趣旨を変えない事業内容の変更

(計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、概算払により交付する。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第6号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)

2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第5条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行し、令和4年度の予算に係るみやざき商店街等にぎわい回復応援事業費補助金に適用する。